

作成日時：令和2年4月1日

海部東部消防組合介護認定審査会及び障害認定審査会事務局  
障害者活躍推進計画

機関名	海部東部消防組合介護認定審査会及び障害認定審査会事務局
任命権者	海部東部消防組合管理者 村上 昌生
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
海部東部消防組合における障害者雇用に関する課題	<p>海部東部消防組合介護認定審査会及び障害認定審査会事務局は、海部東部消防組合定数条例にて規定している職員の定数が7人であり小規模な機関のため、これまで障害者に限定した募集及び採用は行っていない。</p> <p>過去には中途障害者（在職中に疾病又は事故等により障害者となった者）となった職員が若干名在籍したこともあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていなかったため、組織的な体制整備は特段行われていない。</p>
目標	
① 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	無し。 今後、障害者である職員の定着状況データを任意聴取にて把握していく。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として審査庶務課長を選任する。 障害者雇用推進者は障害者雇用の促進及び継続を図るため、施設又は設備の設置又は設備その他の諸条件の整備等業務を行う。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口（以下「相談窓口」という。）を審査庶務課内に設置し、庁舎内掲示板等により全職員に周知する。</p> <p>○障害者のうち、障害者雇用の促進等に関する法律第79条に規定する「身体障害者、知的障害者及び精神障害者（精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者又は適応訓練を修了した上で採用された者）」が5人以上就労した場合には、速やかに障害者職業生活相談員を選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、愛知労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活</p>

	<p>相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○相談窓口担当職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障害等により従来 of 業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、愛知労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口にて定期的な面談を実施し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4. その他	<p>○障害者の活躍の場の拡大推進について、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達 of 推進等に関する法律（平成25年4月1日施行）に基づいて、組合市町が作成した障害者就労施設等からの物品等の調達方針 of 理解を促進する。</p>